

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年10月 7日

前橋地方裁判所高崎支部民事執行係

裁判所書記官 中 野 直 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年11月 2日から 令和 8年11月10日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年11月17日 午前 9時00分 場 所 前橋地方裁判所高崎支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年12月 8日 午前10時00分 場 所 前橋地方裁判所高崎支部民事執行係
特別売却 実施期間	令和 8年11月19日 午前10時00分から 令和 8年11月19日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年10月 7日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 2 | 所 在 | 高崎市浜川町字本宿 |
| | 地 番 | 2 2 0 3 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 8 . 1 5 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 高崎市浜川町字本宿 |
| | 地 番 | 2 2 0 3 番 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 3 . 2 8 平方メートル |
| 4 | 所 在 | 高崎市浜川町字本宿 2 2 0 3 番地 4、2 2 0 3 番地 7 |
| | 家屋 番号 | 2 2 0 3 番 4 |
| | 種 類 | 居宅・事務所 |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート・軽量鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 0 4 . 1 2 平方メートル
2 階 4 6 . 3 7 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 8月25日

前橋地方裁判所高崎支部民事執行係

裁判所書記官 中 野 直 美

1 不動産の表示

【物件番号2～4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号4】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------------------------|
| 2 | 所 在 | 高崎市浜川町字本宿 |
| | 地 番 | 2203 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 198.15 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 高崎市浜川町字本宿 |
| | 地 番 | 2203 番 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 33.28 平方メートル |
| 4 | 所 在 | 高崎市浜川町字本宿 2203 番地 4、2203 番地 7 |
| | 家屋 番号 | 2203 番 4 |
| | 種 類 | 居宅・事務所 |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート・軽量鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 104.12 平方メートル
2 階 46.37 平方メートル |



令和7年(ケ)第77号
令和8年1月19日受理
令和8年7月8日提出

現況調査報告書

(物件2～4)

前橋地方裁判所高崎支部

執行官 狩 俣 辰 男 ㊟

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

2 所 在 高崎市浜川町字本宿

地 番 2 2 0 3 番 4

地 目 宅地

地 積 1 9 8 . 1 5 平方メートル

3 所 在 高崎市浜川町字本宿

地 番 2 2 0 3 番 7

地 目 宅地

地 積 3 3 . 2 8 平方メートル

4 所 在 高崎市浜川町字本宿 2 2 0 3 番地 4、2 2 0 3 番地 7

家屋番号 2 2 0 3 番 4

種 類 居宅・事務所

構 造 鉄筋コンクリート・軽量鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 1 0 4 . 1 2 平方メートル

2 階 4 6 . 3 7 平方メートル

(土地・建物用)

不 動 産 の 表 示		「物件目録」のとおり	
住 居 表 示		群馬県高崎市浜川町2203番地4（住居表示未実施）	
土 地		物件 2、3	
現 況 地 目	☒ 宅地（物件2、3） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形 状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 （目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
そ の 他 の 事 項	☒ 物件2の土地上に物置（鋼板製、約3㎡）がある。 ☒ 物件2及び3の土地と道路との間では高低差があり、車両の出入りができない。		
建 物		物件 4	
種類、構造及び 床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種 類： ☐ 構 造： ☐ 床面積：		
物件目録にない 附 属 建 物	☒ ない ☐ ある { 種 類： 構 造： 床面積： }		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 （目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
そ の 他 の 事 項			
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある	地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼所有者)	1 本件建物に住んでいるのは私一人です。ペットは飼っていません。 2 駐車場として南側の土地を借りています。 3 本件建物に本店所在地がある債務者会社については、会社をやめて3年くらいたちます。 4 本件土地と隣地とで境界の争いはありません。 5 近隣から異臭騒音はありません。 6 本件建物について雨漏りや床の傾きはありません。 以 上

執行官の意見

■下記のとおり

1 本件各物件の状況

土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。

2 債務者会社の占有の有無

本件建物に本店所在地がある債務者会社の株式会社東山総業（会社目的は土木一式工事等）については、業務が終了して3年ほど経過していること及び従前債務者会社が使用していた事務室内の使用状況等から占有の実体が失われているといえるので、2枚目記載のとおり建物全部について所有者占有と認定した。

3 売却対象範囲

物件2の土地上にある物置（鋼板製、約3㎡）については土地に定着していないことから売却対象外の動産となる。

4 その他

前橋地方法務局で確認したところ、物件2及び3の土地上には本件建物以外の登記建物は存在しなかった。

以 上

(調査の経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法
令和8年1月27日(火) 13:48 - 13:57	前橋地方法務局	☒ 隣地登記事項証明書交付申請 ☒ 本件土地上の本件建物以外の登記建物の有無調査 ☐
令和8年1月28日(水) 15:30 - 15:38	物件所在地 (物件2～4)	☒ 物件調査 占有調査 境界確認 写真撮影 ☒ 事務連絡投函 ☐
令和8年1月29日(木) 15:39 - 15:40	高崎市役所 資産税課	☒ 家屋平面図交付申請 (1月30日受領) ☒ 土地家屋現況図交付申請 (1月30日受領) ☐
令和8年2月19日(木) 9:55 - 10:25	物件所在地 (物件2～4)	☒ 物件調査 占有調査 境界確認 立入調査 写真撮影 ☒ 債務者兼所有者から聴取 ☐
年 月 日 () -		☐ ☐ ☐
年 月 日 () -		☐ ☐ ☐
年 月 日 () -		☐ ☐ ☐
(特記事項) ☐ 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることが予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☒ 令和8年2月19日 評価人同行		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

登記年月日：平成16年6月3日

2174340

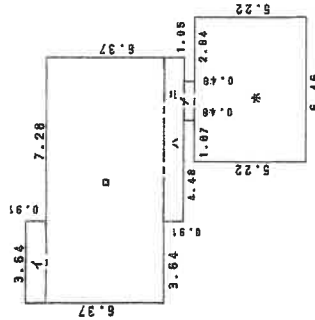
各階平面図

建物各階平面図

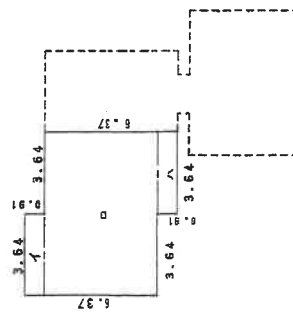
家屋番号 2203-4

建物の所在 高崎市浜川町字本宿2203番地4、2203番地7

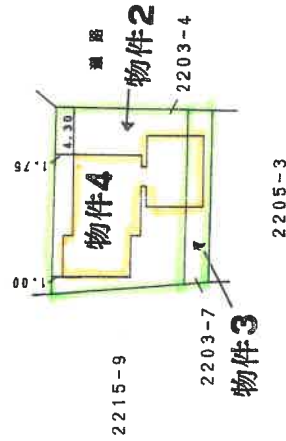
1階



2階



2203-6



平成16年6月3日

作製者

作年月日 平成16年6月1日

縮尺 1/250

申請人

縮尺

1/500

(群馬土地家屋調査士会)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年12月9日 前橋地方事務所高崎支所

登記書

A3をA4に縮小コピー

(7枚目)

請求番号：35-2

土地建物位置関係図



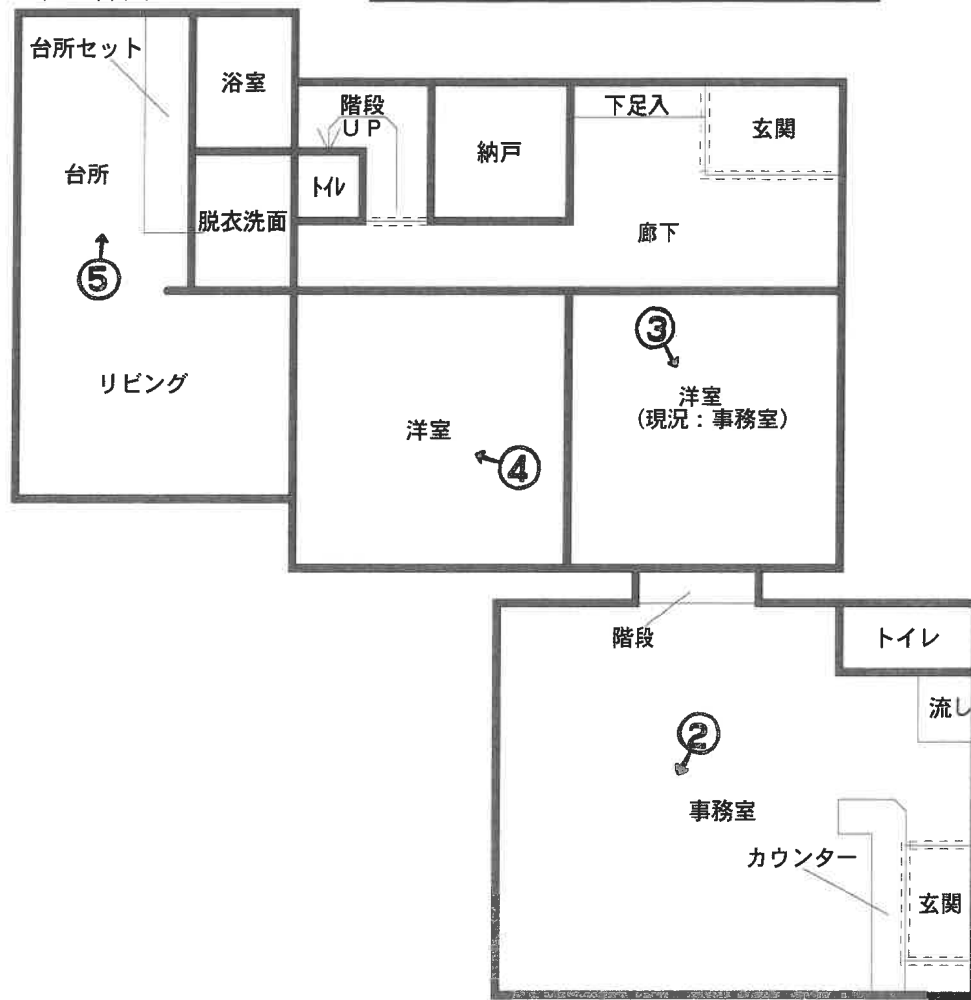
←○ 写真撮影位置・方向

(8 枚目)

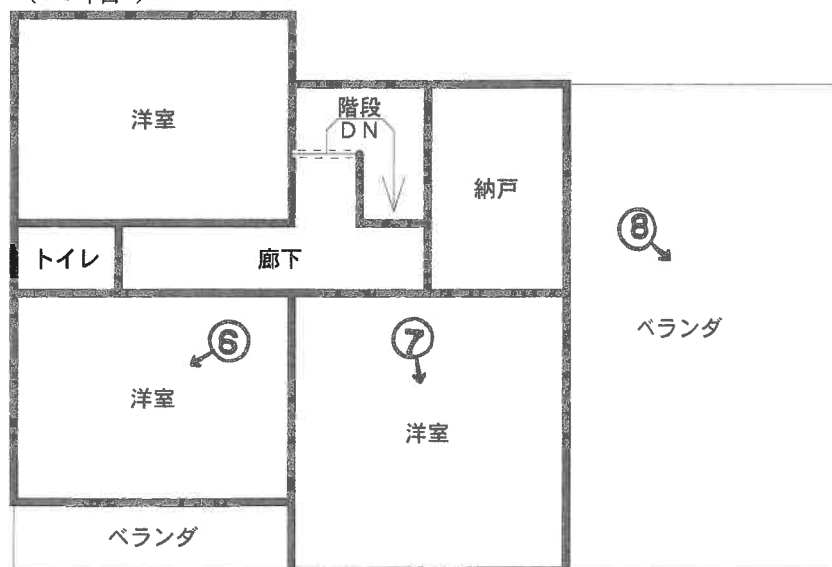
建物間取図

(物件4)

(1階)



(2階)



←○写真撮影位置・方向

(9枚目)



① 外観



② 1階事務室



③ 1階洋室



④ 1 階洋室



⑤ 1 階台所



⑥ 2 階洋室



⑦ 2階洋室



⑧ 2階ベランダ



⑨ 敷地南西部
部分

長鑑評第660－②号

令和 7 年 (ケ) 第 77 号
(物件2～4)

令和 8 年 2 月 19 日 現地調査
令和 8 年 7 月 21 日 評 価

前橋地方裁判所高崎支部 御中

評 価 書

評 価 人 不動産鑑定士

長 壁 治

第 1 評 価 額

一 括 価 格			
金		3,820,000	円
内 訳 価 格			
物件2（土地）	金	1,380,000	円
物件3（土地）	金	230,000	円
物件4（建物）	金	2,210,000	円

- 1 一括価格は、物件2～4の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件2・3の内訳価格は、物件4のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件4の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第 2 評 価 の 条 件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には瑕疵担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第 3 目 的 物 件

番号	所 在 等	登 記	現 況
2	所 在 地 番 地 目 地 積	高崎市浜川町字本宿 2203番4 宅地 198.15㎡	同左
3	所 在 地 番 地 目 地 積	高崎市浜川町字本宿 2203番7 宅地 33.28㎡	同左
4	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	高崎市浜川町字本宿2203番地4、 2203番地7 2203番4 居宅・事務所 鉄筋コンクリート・軽量鉄骨造陸屋 根・亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 104.12㎡ 2階 46.37㎡	同左
番号	特 記 事 項		
2・3	物件4敷地として利用されているが、現況では駐車場はない。		

第 4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件2・3)

位置・交通	JR信越本線「北高崎」駅の北西方・道路距離 約 3,600 m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	一般住宅を中心とし、農地も見られる郊外の幹線道路背後の住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 — 70% 200% — 誘導区域外(立地適正化計画)
画地条件	規模 間口・奥行 形状 その他	231.43 m ² 間口約 14.5 m・奥行約 16m ほぼ正方形 地勢 : ほぼ平坦
接面道路の状況	東側が現況幅員約4mの舗装道路(建築基準法第42条第1項第5号道路)にほぼ等高～約0.8m高く接面する。	
土地の利用状況等	物件4敷地として利用されている	
供給処理施設	水道 不明 ガス配管 なし 下水道 あり (注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引込ができる状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特記事項	- 公法上の規制(建築物の再建築)について 当該物件は、既存宅地(いわゆる線引き前宅地(市街化区域と市街化調整区域との区分が実施される前から宅地であった土地))であり、既存建築物と同一の用途(本件(物件4)は居宅・事務所であるが、居宅のみとする場合は用途の縮小となり、同一の用途と扱われる)で、また規模は既存建築物の1.5倍以下であれば、都市計画法第43条(市街化調整区域における建築許可)の許可は要しないとのこと。 (以上、高崎市開発指導課に確認) - 供給処理施設 上水道については引込みはあるが、接面道路に本管はなく、最寄り本管は南方至近の東西に走る市道に敷設されており、当該本管から接面道路に敷設された、いわゆる連合管(周辺土地のための引込みを目的とする)を経由して引き込まれているものと思料する。 一方、下水道については接面道路に本管があり、当該管より引込みがなされている。 (以上、高崎市水道局に確認) - 接面道路 当該道路は、市道等といった道路法で規定する道路ではなく、いわゆる法定外公共物で高崎市が管理する道路であり、既述のとおり建築基準法第42条第1項第5号道路、いわゆる位置指定道路である。	

	・位置指定道路の概要 指定年月日 : 昭和46年2月5日 指定幅員 : 4m 指定延長 : 29.5m ・駐車場 建物(物件4)の配置、接面道路との状況(高低差等)からして、現況では駐車スペースの確保は極めて難しいものと思料する。 ・物置 物件2(物件4北側)上に鋼板製の物置(約3㎡)が存するが、土地への定着性はないことから、売却対象外の動産と判断した。 ・その他 土壤汚染の可能性について調査したところ、現地調査の結果等から有害物質等が使用されていた事実は確認できなかった。 また、受命物件は周知の埋蔵文化財の包蔵地の指定を受けていない。
--	--

2 建物の概況及び利用状況(物件4)

区 分	内 容
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日(登記記載) : 昭和 48 年 7 月 31 日 新築 平成 12 年 8 月 28 日 増築 経過年数 : 昭和48年建築部分 :約53年 平成12年建築部分 :約26年 経済的残存耐用年数 : 昭和48年建築部分 :経済的耐用年数は満了している 平成12年建築部分 :約9年
仕 様	構 造 : 鉄筋コンクリート・軽量鉄骨造 屋 根 : 陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁 : 吹付タイル等 内 壁 : クロス等 天 井 : クロス等 床 : フローリング・Pタイル等 設 備 : 電気・水道等 その他 : 特になし
床面積(現況)	1階 : 104.12 m ² (居宅・事務所) 2階 : 46.37 m ² (居宅) 合計 : 150.49 m ²
現況用途等	現況用途 : 居宅・事務所 間 取 り : 別添「建物間取図」参照
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	建物所有者が居宅として占有使用している。
特記事項	・現況用途等 当該物件は昭和48年の当初建築時は北側の居宅のみ(1階:69.56m²、2階:46.37m²)であったが、その後、南側に事務所(1階:34.56m²)が増築された。 なお、当該物件に本店所在地がある債務者会社の株式会社東山総業については、業務が終了して約3年経過していること及び当該会社が使用していた事務室内の使用状況等から占有の実体が失われていると思料されることから、上記のとおり所有者占有と認定した。 ・その他 雨漏りは確認されなかったが、2階の廊下付近で床が沈むのが確認された。

第 5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件2・3）

目的土地等の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別格差	地積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
	ア	イ	ウ	エ	
2	31,900	0.92	198.15	0.80	4,652,000
3	31,900	0.92	33.28	0.80	781,000

ア 標準画地価格(地価公示価格からの規準)

地価公示 (高崎-6)

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 31,100 \text{ 円/㎡} & \times & \frac{99.4}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{97} & \div & 31,900 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正 : 公示価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : ない

◇地域格差 : 交通、環境条件格差等を考慮した。

イ 個別格差 : 接面道路が行き止まりである、接面道路に対してやや高低差がある、供給処理施設の状況が劣る(上水道の本管が接面道路にない)

ウ 地積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 建物価格（物件4）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現価率	建物価格 (円) ア×イ×ウ=エ
	ア	イ	ウ	
4	北: 190,000	115.93	0.05	1,101,000
	南: 160,000	34.56	0.10	553,000
	合計			1,654,000

*北:居宅部分、南:事務所部分

ウ 現価率 : 当該物件は居宅部分と事務所部分で構成され、それぞれ建築時期、構造等が異なることから、次のとおり区分して評価した。

居宅部分は、既述のとおり経済的耐用年数は満了していると思料されることから、観察減価法により現価率を5%と査定した。また、事務所部分は、次のとおり耐用年数に基づく方法(定率法。経過年数約26年、経済的残存耐用年数約9年、残価率5%)と物理的状況、保守管理の状況等を考慮した観察減価法(観察減価5%)を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \frac{\text{定率法による現価率}}{0.11} \times \left(1 - \frac{\text{観察減価}}{0.05} \right) \div 0.10$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
2	4,652,000	0.45 法定地上権	2,093,000
3	781,000	0.45 法定地上権	351,000
合計			2,444,000

イ 土地利用権等割合 : 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を45%と判定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競 売 市 場 修 正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
2	4,652,000	－ 2,093,000		0.90	0.60	1,380,000
3	781,000	－ 351,000		0.90	0.60	230,000
4	1,654,000	＋ 2,444,000	1.00	0.90	0.60	2,210,000
一括価格(合計)						3,820,000

ウ 占有減価修正 : 特にない

エ 市場性修正 : この種の不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を充分考慮したが、築年数が長期間経過した、規模が比較的大きく、かつ用途が混在する建物(居宅・事務所)及びその敷地であること等の理由により、なお市場性が劣ると判断されるので、所要の修正を行った。

オ 競売市場修正 : 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第 6 参考価格資料

1 地価公示価格 (高崎一6)

所 在	:	高崎市菊地町字大明神261番3外
価 格	:	31,100 円
位 置	:	JR信越本線「群馬八幡」駅北東方約4.1km
価 格 時 点	:	令和8年1月1日
地 積	:	197 m ²
供給処理施設	:	水道・下水
接 面 街 路	:	東5.5m市道
用途指定等	:	市街化調整区域 (建ぺい率70%・容積率200%)
地域の概要	:	中規模一般住宅の建ち並ぶ住宅地域

第 7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物間取図

以 上

位置図



公示地
高崎-6

主要地方道前橋・安中・富岡線

主要地方道高崎・東吾妻線

物件所在地

市道「環状線」

縮尺 $\frac{1}{10,000}$

出典: 高崎市役所
「高崎市都市計画基本図」



登記年月日：平成16年6月3日

令和7年12月9日 前橋地方務局高崎支局

登記官

請求番号：35-2

2174940

各階平面図

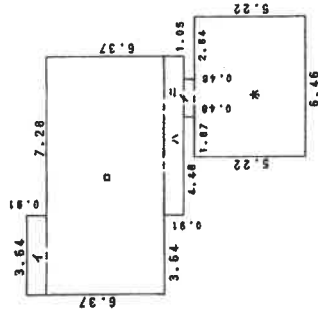
家屋番号 2203-4

建物の所在 高崎市浜川町字本宿2203番地4、2203番地7

建物各階平面図

建物図面・各階平面図写

1階

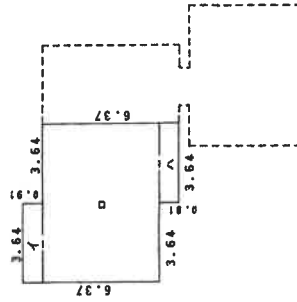


求積表

イ 3.64 x 0.91 = 3.3124
ロ 10.92 x 5.46 = 59.6232
ハ 7.28 x 0.91 = 6.6288
ニ 1.75 x 0.48 = 0.8400
ホ 6.46 x 5.22 = 33.7212

合計 104.1216
床面積 104.12 m²

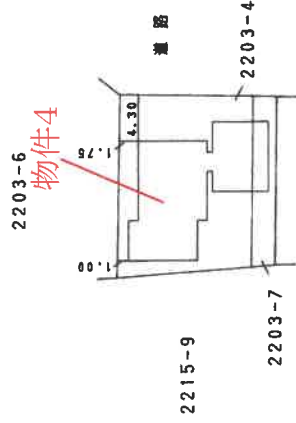
2階



求積表

イ 3.64 x 0.91 = 3.3124
ロ 7.28 x 5.46 = 39.7488
ハ 3.64 x 0.91 = 3.3124

合計 46.3736
床面積 46.37 m²



2205-3

2203-7

2215-9

2203-6

物件4

作製者 土地家屋調査士

作製日 平成16年6月1日

縮尺 1/250

申請人

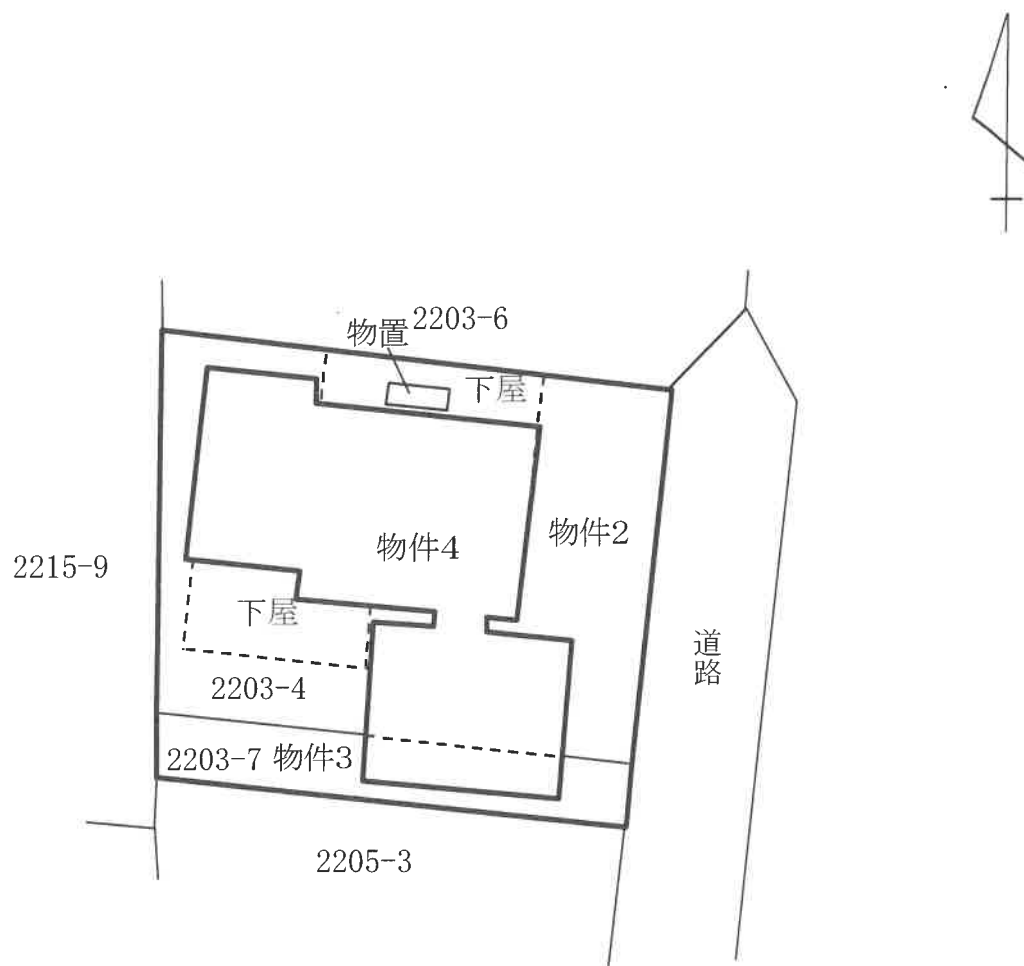
縮尺 1/500

A3をA4に縮小コピー

(群馬)

平成16年6月3日 登記

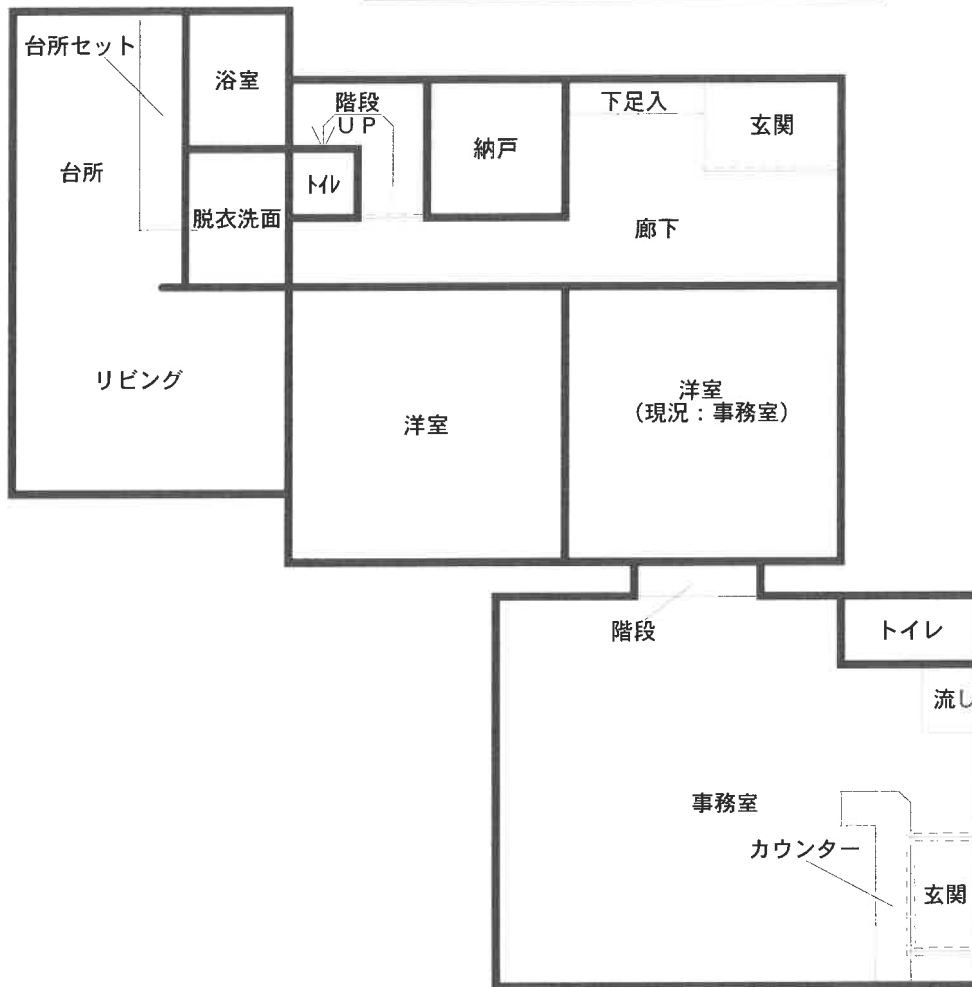
土地建物位置関係図



建物間取図

(物件4)

(1 階)



(2 階)

